

委員からの質問及び意見に対する回答

第1編 ごみ処理基本計画**【基本方針 I】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進****2. リデュースの推進**

- フードドライブについて、受ける実績はありますが、集めたものをどういった団体へ渡したか、一例だけでも見えると更に、市民や事業者への協力や理解が深まるのではないのでしょうか。【松山委員】
 - 市民の皆様から寄せられた食品は、現在、神奈川県内の中核的フードバンクであるフードバンクかながわへ引き渡ししています。フードバンクかながわへ引き渡された食品は、福祉施設や地域のフードバンク・フードパントリー、子ども食堂などに提供されています。

- フードドライブについて、現在、食品等の持参先は市役所への認識であるが商業施設や小売店など地域と連携してのハンドリングもしているのか。【舟木委員】
 - 茅ヶ崎市内では、ユーコープ、無印良品（ラスカ）、そうてつローゼン、イトーヨーカドー等において、常時または不定期に食品の寄付を受付しています。いずれも寄付先はフードバンクかながわとなっており、市で行っている事業が民間にも広まりつつあります。市の事業が民間に広がり、主体的に実施されることが市の社会的役割ですので、既にフードバンク団体と民間企業との連携が組まれているなかで、市がそこに介入する必要はないと考えておりますが、市が回収拠点を把握し、民間企業の取り組みを市ホームページで紹介することについては今後検討してまいります。

- 給水スポットについて
給水スポットを設置している施設を知ってもらうために、茅ヶ崎駅や辻堂駅などに給水スポットマップを掲示するなど鉄道事業者との連携も必要であると感じる。どのくらい給水されたか数値データを集めるなど設置の効果を検証し公表する必要性を感じる。【舟木委員】
 - 給水スポットは、現在、市の公共施設など（市本庁舎、小出支所、小和田公民館、鶴嶺公民館、茅ヶ崎市勤労市民会館）に設置しており、今後、給水スポット設置場所が拡大した場合は、給水スポットマップの掲示を検討してまいります。なお、給水量は、毎月測定しており、ペットボトル削減量とともに市 HP で公表しております。

4. リサイクルの推進

- 剪定枝の目標数値は設定されているのでしょうか。ないようでしたら目標値の設定など上げていくのがよろしいかと思えます。【松山委員】
 - 現時点で目標値の設定はしていません。今後、目標値の設定を検討してまいります。

5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- 不適正排出、特に37.84%の具体的な例を知りたいです。【渡邊委員】

→ 37.84%の内、1.31%は、燃やせるごみ中の燃やせないごみ、残りの36.53%は、資源物として排出可能なものとなり、その内訳は、紙類(17.97%)、プラスチック類(17.31%)、布類(0.37%)、その他(0.88%)となります。

- ③の組成分析調査と⑤の内容物調査は同じ対象者についてのものか。⑤の内容物調査の対象者数は?適正分別指導の対象となった不適切分別事例の件数・割合・内容は?【橋詰委員】

→ ③と⑤の対象者は、別となります。⑤の容物調査の対象者数は、一般廃棄物収集運搬業許可業者28台となり、適正分別指導の対象となった不適切分別事例の件数は、3件。割合は、11%。内容は、3件中2件は産業廃棄物である廃プラスチックの混入、残りの1件は他市町村の一般廃棄物の混入でした。

3. 最終処分

- 堤十二天最終処分場の現時点での残余容量、埋立可能年数は? 令和15年度末の同最終処分場の埋立終了及びその後に向けた最終処分の見通しは?【橋詰委員】

→ 残余容量は、令和5年度末で70,705^m (最終覆土、保護土を除く)です。埋立可能年数は、例えば、焼却灰全てを年間5,000トン(比重1.8トン/^mとすると約2,800^m)と覆土1,000^mで年間3,800^m埋立できるので、18.6年埋立できる計算になります。(あくまでも、仮定の話です。)また、固化灰(飛灰)は地元からの要請で入れていません。今年度策定中のごみ処理基本計画では、焼却残渣の再資源化が令和16年度に100%となり、最終処分は無くなる予定です。

4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の仮置き場の整備についても記載が必要ではないか?【安齋委員】

→ 取組概要に追記しました。

第2編 生活排水処理基本計画

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- 調整区域内で本下水が可能となった地域の排水管理埋設工事の費用負担は行政 or 施主?【渡邊委員】

→ 本市の公共下水道は現在の所、一部の公共施設を除き、市街化調整区域には事業展開していない状況です。市街化区域との境の市街化調整区域にお住まいで、整備済みの公共下水道を使用したいという希望のある方は、公共下水道管理者への許可申請により接続できる場合がありますが、その際は自己負担となります。

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

1. 啓発及び情報提供

- ②について、法定検査結果が「不適正」と判断された浄化槽への「修繕」指導の内容は？【橋詰委員】
- 接触材の一部が浮上し破損している（破損・故障による問題）ことや浄化槽の嵩上げが規定の30cmを超えている（維持管理・点検時に問題あり）などの不適正な管理状況を改善するよう指導しております。